

2022 年度卒業論文(提出後改訂版)

ジェンダー格差と子どもの貧困の関わりと
その支援

名古屋外国語大学

世界教養学部 世界教養学科

学籍番号 19051218

氏名 山口ひかる

目次

はじめに	1
第1章 子どもの貧困の現状.....	2
教育格差.....	3
経験の格差	5
格差がもたらす影響	6
まとめと考察	9
第2章 ジェンダー格差	9
母子家庭における貧困.....	10
就業におけるジェンダー格差.....	12
世代を超えたジェンダー格差.....	14
まとめと考察	15
第3章 支援・取り組み	16
どのような支援が必要とされるか	17
支援の実践例	19
支援の課題	21

まとめと考察	22
おわりに	24
参考文献	25

はじめに

2021年、ユーキャンの新語・流行語大賞にて、「親ガチャ」という言葉が入賞し話題となった。「親ガチャ」とは、ガチャガチャのゲームで出てくるものを選べないように、親や自分の生まれる環境を選ぶことができないことを悲観的に表した言葉である。この言葉が流行語となったことからわかるように、近年、日本では格差が広がりつつあるといわれている（大空 2022）。「親ガチャ」という言葉からとれるニュアンスは、一度貧困家庭に生まれるなら貧困から脱することができない、抜け出す契機も手に入れることができないというような、一種の諦めのようにも感じ取れる。

子どもの貧困への関心の高まりのうえで 2008 年に注目し、同年を「子どもの貧困元年」と位置付ける議論がある。その理由として、浅井春夫は、この年に「①子どもたちの暮らしに現れた貧困問題が、社会問題として正面から取り上げられ、②研究書の出版やマスコミにおいても多くの特集が組まれることによって、③緊急に解決すべき政策問題として研究面からも位置づける必要性について、あらためて社会的に認識されるようになった」ことを指摘している（浅井 2016）。つまり、子どもの貧困対策は 2008 年頃に行われるようになった。しかし、10 年以上たった今日においても、未だ貧困の中で生きる子どもたちが多く存在している。なぜ、子どもの貧困について議論され、支援もされつつあるにもかかわらず、大きく改善しないのだろうか。そもそも、子どもの貧困がどのように発生し、どのように子どもに影響するのか。そして、この 10 年近くで、実際にどのような支援が行われ、何が達成され、何が課題として残されているのか。

本稿では、第 1 章で子どもの貧困の現状を踏まえて教育格差と経験の格差、それら格差の子どもへの影響について論じる。第 2 章で、母子家庭の貧困についてジェンダー格差の問題に触れつつ議論する。第 3 章では第 1 章と第 2 章を踏まえ、支援の際に考慮すべきことについて検討し、現在の支援の例を取り上げ、これからの支援の在り方について検討する。

第1章 子どもの貧困の現状

子どもの貧困とは、子どものおかれる経済的困窮状態のことを指す。子供の貧困率は、経済協力開発機構（OECD）の作成基準に基づき平均的な可処分所得（いわゆる手取り収入）の半分を下回る相対的貧困に該当する世帯にいる18歳未満の割合を示す。厚生労働省が発表した『2019年 国民生活基礎調査の概況』によると、2018年において子どもの相対的貧困率は13.5%であった。2012年の16.3%からは若干割合は低下しているものの、依然多くの子どもが貧困の状況下にいる（厚生労働省2019）。

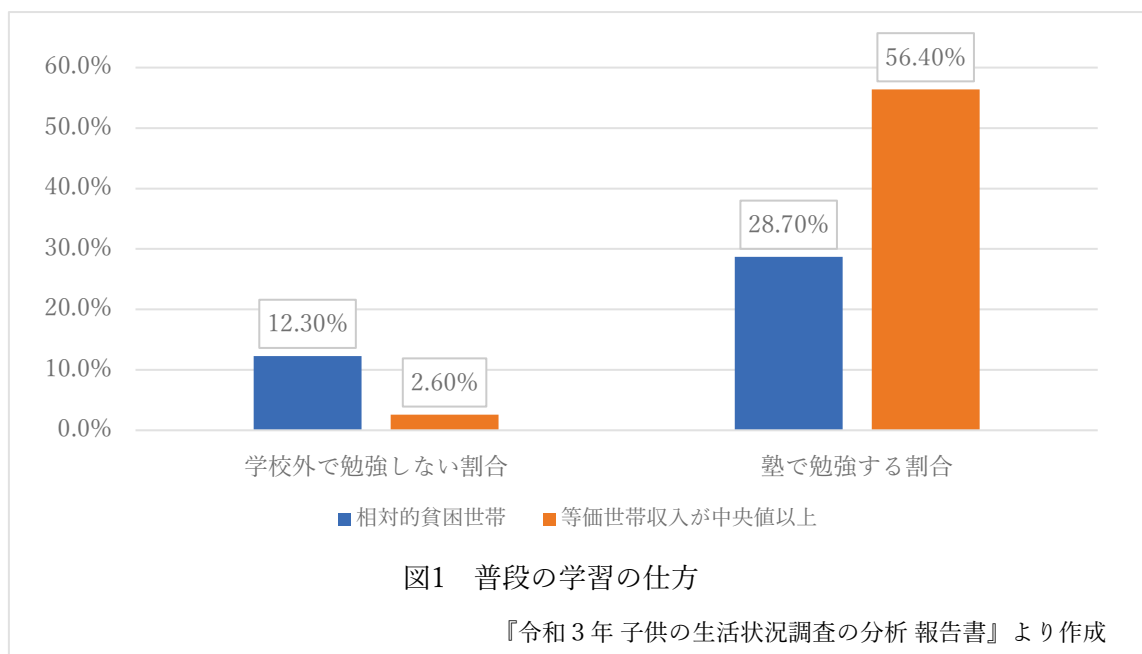
また、子どもの貧困は、子ども自身の経済状況でなく子どもが属する家庭の経済状況に準ずることから、貧困の指標として所得以外の指標も利用される場合もある。実際、子どもの貧困を規定する家庭の経済困窮は、社会からの孤立や家庭での虐待、低学力などの複合的な困難をもたらす。

本章では、そういった困難の中でも「教育」と「経験」に注目する。日本において、教育を受ける権利はすべての子どもに与えられた権利である。中学校までの学習においても、学校や地域によって若干の差はあるものの、基本的な学習内容は大体同じはずである。しかし、現実として教育格差が存在している。なぜ教育に格差が生じてしまうのだろうか。そして、子どもは学校や学校の外で、いろいろな経験をする。友達と遊んだり、習い事をしたり、家族と旅行に行ったりと、子どもの経験には個人差がある。経験の質や差は、子どもの成長にどのような影響を与えているのだろうか。

日本政府は、国全体が子どもの貧困に目を向けたことから、「子どもの貧困元年」たる2008年から6年後の2014年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行した。1年に1回、本法令第7条に基づいて「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」が公表されている。主に、この調査結果をまとめながら、以下に教育格差と経験の格差について議論する。

教育格差

子どもの貧困の問題のひとつとして教育格差が挙げられる。教育格差の原因となるのは、生まれた家庭状況によって左右される「文化資本」であろう。「文化資本」とは経済的資本以外の再生産されるものを表す。①言葉遣いや行動様式といった身体化されたもの、②絵画や書物などの客体化されたもの、③学歴や資格として制度化されたもの、の3つに分けられる（長松 2017）。「文化資本」は子どもの教育に大きな影響を与える。学習塾などに通い、より高い学力や資格を身につけることはもちろん、親との会話や外出の有無なども子どもの成長に大きく関わる「文化資本」である。貧困家庭において、文化資本は比較的少なく、その差が子どもの学力にも影響する。では、学習における文化資本は具体的にどのようなものがあり、どのように影響しているのだろうか。



家庭内での学習について目を向けてみる。内閣府の『令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書』による分析結果によると、普段の学習の仕方において学校外で勉強しない割合は、等価世帯収入が中央値以上の世帯で2.6%しかないのに対し、中央値半分未満の相対的貧困世帯では12.3%にのぼる（内閣府 2021）。また、塾で勉強する割合が、世帯収入が中央

値以上においては 56.4%であるのに対し、相対的貧困世帯の家庭においては 28.7%しかない。ここからわかることとして、貧困家庭では学習に取り組む時間が少ない。

また、家の人に教えてもらう割合に関して、ふたり親世帯において 26%であるのに対し、ひとり親世帯全体では 14.8%である（同上）。この理由として、次のような事情が考えられる。一方で、ふたり親世帯では母親か父親のどちらかが家事専業、もしくは家事を分業でき、こどもの学習に付き添う時間を取りやすい。他方で、ひとり親の場合、仕事と家事の両立を一人でこなす場合が多く、子どもの世話をする時間をとることが難しい。

勉強は一人でもできるものではある。しかし、わからない点やつまづきは一人で解決することが難しい。つまづいたときに質問できる人がいないことは、子どもが学習を継続することを困難にしていると考えられる。また、親が家にいない間、家事を代わりに子どもがしていることも学習時間の確保の困難の原因の一つになっているだろう。

そもそも、教育基本法において教育の機会均等が保障されている日本において教育格差はなぜ広がりつつあるのか。学校での学習だけで完結できないのはなぜか。匿名での高校教師の座談会をまとめた「学校教師という最後の守り神」で指摘されていることによると、家庭の経済状況が子どもの学力に反映されてしまう理由の一つに、今日の学習指導要領が目指す学習の在り方があるという（「学校教師という最後の守り神」2022：61）。というのも、学習指導要領において求められているものは思考力や主体性であるからだと言われる。これは、ただ教科書を眺めるだけでは身につかない力だと考えられる。そしてまた、学校の限られた時間内での学習だけで身につけることも厳しいとも考えられる。思考力や主体性を評価するとき、思考のプロセスが重要視されるが、思考のプロセスは子どもの経験や対話の質に基づくことが往々にしてあるのではないか。しかし、貧困家庭においては親と関わる時間が、そうでない家庭と比べて少ない場合が多い。貧困家庭では思考力や主体性を育むことが難しいと理解されるべきだろう。

以上のように、子どもの学習において、貧困世帯の子どもは親から教わる時間が少なく、結果として対話などが減ると、思考力や主体性などを伸ばすことが難しくなる可能性が推測される。

経験の格差

では、学習以外の経験と学習での達成のかかわりについてはどうだろうか。机上での学習だけでなく、遊びや旅行などで得る経験も子どもの成長には必要不可欠となる。例えば、貧困家庭の子どもは塾や習い事に通うことが少ない。部活動等への参加について、等価世帯収入の水準別にみると、中央値の2分の1未満の世帯では、「費用がかかるから」が19.2%、「家の事情(家族の世話、家事など)があるから」が9.0%で、他の世帯と比べて高くなっている(内閣府2021)。成長するにつれ、周りが塾や習い事を始めるようになると、必然的に一人で過ごす時間が多くなる。人と関わる機会が減少するだろう。特に、部活動に関する調査によると、部活動に入っている子どものほうが、友達関係の質的な側面について肯定的な評価をしており、社会情動的スキル¹に関する自己評価も高い傾向にある(木村2018)。学年などにとらわれず、大人数で一つの物事を全員で達成に向かって励む中で、協調性や主体性が育まれるだろう。部活動などの経験の有無は、コミュニケーションや子どもの成功を促進するスキルに影響することが推測される。

家族で旅行や外出をする機会も貧困家庭において限られてくるだろう。普段の環境から離れた場所での経験が、子どもの価値化や将来へのモチベーションにつながるものが往々にしてあるが、貧困家庭ではそういった機会を逃しやすくなる。また、大澤真平は、貧困に

¹ OECDの定義によると、一貫した思考・感情・行動のパターンに発現し、学校教育またはインフォーマルな学習によって発達させることができ、個人の一生を通じて社会・経済的成果に重要な影響を与えるような個人の能力のこと。

ある子どもの遊びや余暇活動の経験から見えてきたことの一つは、その生活が子どもにとってやはりスティグマを感じさせるものである点だと指摘する（大澤 2019：65）。学校などで友達と家庭での経験を共有することで、貧困にある子どもが自分の家庭の経済状況を認識していくきっかけになる。

経験が希薄であることは、同時に子どもの学習への動機も希薄になることにつながると考えられる。例えば、海外旅行を経て現地の言葉を理解できるようになりたいと思えば、海外旅行という経験が外国語学習への動機になる。もしくは、今度海外旅行に行く予定があれば、それまでに外国語を覚えようと思うかもしれない。経験が希薄であると、学習が何の役に立つか想像できず、学習への動機を持つことが難しくなるのではないだろうか。また、学習の目的を理解していても、家庭の経済状況では叶わないと諦めてしまえば、同様に学習への動機を持つことはできないだろう。学習以外の経験も子どもの学力に間接的に影響を及ぼす可能性があることが推測できる。

格差がもたらす影響

では、以上で述べた教育格差や経験の格差はどのように子どもに影響するだろうか。

第一に、子どもの学習意欲に影響する。学校外で勉強できる環境を確保できず、家庭でも質問できる人がいないと、学習は先に進まない。そうすると、徐々に学校の授業についていけなくなる。家庭の所得が中央値の2分の1未満の相対的貧困世帯の子どものうち、「授業が分からないことが多い」、もしくは「ほとんどわからない」と答えた人は、24%である。これは、家庭の所得が中央値の2分の1以上中央値未満の12.4%と比べると約2倍である（内閣府 2021）。授業が分からなくなると、次第に学校に通うモチベーションも失ってしまうかもしれない。そうすると不登校にもなりうる。不登校は、引きこもりや非行などの他の問題に繋がる可能性がある。もしくは、学習に対するモチベーションは子どもの自己肯定感

にも関連しているとの指摘がある。例えば、2019年にまとめられた東京大学社会科学研究所とベネッセ教育総合研究所の共同研究プロジェクトでは、次のように報告されている。

学校での成績が上昇した子や、勉強が「好き」になった子は、自己肯定感が高まる傾向がみられました。成績だけでなく、勉強に対する意識が関連しており、子どもが意識を変えていけるような動機づけや働きかけが大事だと言えます。また、特に関連がみられたのは、将来目標の有無で、将来目標が明確になった子どもの多くが、自己肯定感を高めています。(佐藤・安達 2018:2)

つまり、元の学力に関係なく、学習への前向きな思考や将来への目標自体が子どものメンタルヘルスの向上につながる可能性が指摘されている。逆をいうと、学習に対してネガティブであったり、将来への目標がなかったりする子どもは、自己肯定感が低くなる可能性があるということだろう。

第二に、教育格差は就職後の賃金にも影響を及ぼす。学歴社会の日本において、最終学歴で賃金に大きな差が出るといわれている。厚生労働省『令和2年賃金構造基本統計調査 結果の概況』によると、最終学歴が高校の場合、男性が29万5千円、女性が21万8千円であるのに対し、大学卒の場合は男性が39万1千円、女性は28万8千円となっており、男女ともに9万程度の賃金の差がみられる(厚生労働省 2020a)。教育格差が、賃金格差につながりうる。『令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』によると、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、令和3年において39.9%である(厚生労働省 2022)。実際に、大学進学率が多くはないことから、少なからず賃金格差が貧困化の一端を担っている可能性は拭えない。

一方で、現在、貧困世帯の子どもが大学に進学するための経済的支援は少なく、大学生には生活保護が支給されないため、修学支援制度などの教育に関する制度しか利用することができない。社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会は、この理由として、

一般世帯にも奨学金やアルバイト等で学費・生活費を賄っている学生もいる中、一般世帯との均衡を考慮する必要があること、仮に認めた場合に相当数の大学生等が保護の対象となる可能性があること、我が国において新規高卒者は今日においても重要な労働力であり続けており、高校卒業後直ちに就労することも肯定的に捉えて考えるべきであること等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

と整理した（2022：18）。働きながら大学に通うか、高卒で働くかの2択が提示されたわけである。少なからず家からの援助を見込める一般家庭の子どもが生活費などを自力で賄うことと、貧困世帯の子どもがすべてを自力で賄うことが同義化されているとも考えられる。学歴が貧困から抜け出すきっかけになりうるにもかかわらず、その学歴を得る機会すら、貧困の子どもたちは得ることができないのが現状である。

以上より、教育格差の結果として、子どもが社会的孤立に陥る可能性や、子どもの自己肯定感の低さといった影響が与えられることが示された。また、学歴は賃金に大きく影響する可能性があるが、もし貧困世帯の子どもが大学へ進学しようと考えても、簡単に進学できない制度上の制約も見られた。これらの要因によって貧困から抜け出せない場合、次の世代にも同じような影響が引き起こされることが推測される。つまり、教育格差や賃金格差は、「貧困の世代間連鎖」を生じさせる一因となる可能性がある。

まとめと考察

第一章では、子どもの貧困に関し、特に教育格差と経験の格差についてまとめた。貧困による教育や経験の格差は、将来的に子どもの進路を狭めるだけでなく、子どもの現在においても、その行動や考えに一定の制限を与えてしまう可能性があることが明らかとなった。教育的な視点からの支援では、学校外での学習環境を子どもに提供し、子どもが学習に集中できるよう環境を整備するだけでなく、子どものつまずきに寄り添える人材の確保も重要になるだろう。また、より多くの他者と触れ合い一緒に物事を成し遂げる経験や、普段の環境から出て新しい場所に行ったり、芸術作品にふれるといったような経験も、人格の形成や成長のために必要になる。そのような、「文化資本」と教育的かつ豊かな環境を提供する支援の在り方については、第3章で詳しく検討する。

では、学習環境を整えば、貧困にある子どもは進学を希望するかというと、そうではない。相対的貧困世帯の子どもの15.6%は家にお金がないという理由から大学進学を望まない。そして世帯状況別にみると、母子家庭において、金銭的理由で大学進学を望まない子どもは、ひとり親家庭全体における金銭的理由で大学進学を望まない子どもの割合より多くなる(内閣府2021)。つまり、父子家庭よりも母子家庭において、経済的に困窮している家庭が多いことが予想される。ひとり親家庭が貧困になる理由として、ふたり親家庭に比べ収入が減ることが関連する可能性は考えられる。しかし、なぜ、「母子家庭」が困窮している傾向にあるのか第2章で議論していく。

第2章 ジェンダー格差

第2章では、母子家庭の貧困について、ジェンダー格差の中でも男女格差に注目しながら考察する。世界経済フォーラムのGlobal Gender Gap Report 2022において、日本は男女平等の実現度が116位と順位づけられた。この結果は、先進国の中でもほとんど最下位とい

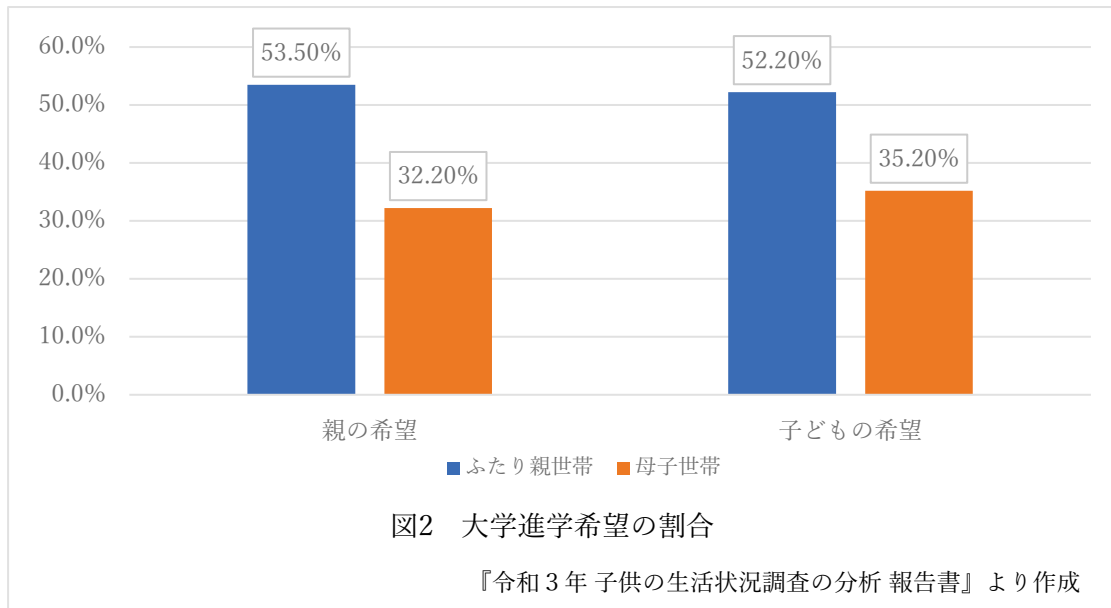
う結果である。特に経済に目を向けると、同一労働における賃金格差は0.642ポイント、収入格差は0.566ポイントあるなど、未だ大きい溝が存在している（World Economic Forum 2022）。ここから、この男女間での経済的な格差が母子家庭における貧困の原因の一つとなっている可能性があるとして推察される。また、母子家庭の貧困を議論するにあたってジェンダ―格差に注目する理由の一つは、ひとり親家庭のうち約87%の123万世帯は母子家庭である現実である。子どもの貧困とジェンダ―格差は切り離せない問題と考えるのが妥当だろう。

稲葉昭英（2012）によると、母子家庭において、母親の教育への関心は低くない。また、子どもに関しても学習への意欲は父子家庭よりも高いことが研究として示されている。一方で、母子家庭における大学進学率は高くなく、教育への意識とは別の原因が、母子世帯の教育格差を引き起こしているとして推測できる。本章では、母子世帯の貧困の特徴をあげ、その貧困をもたらしている女性を取り巻くジェンダ―格差について議論する。

母子家庭における貧困

『第5回子育て世帯全国調査』によると、母子世帯の貧困率は51.4%に上る。これは、父子世帯の貧困率22.9%と比べると約2倍近い割合である（独立行政法人労働政策研究・研修機構2019）。貧困の母子世帯では、どのような現状があるだろうか。第1章で、貧困であることが子どもの大学進学を妨げることについて述べたが、実際、母子家庭において、親と子どもの双方が大学進学を希望する割合は減少する。『令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書』によると、ふたり親世帯の親の53.5%が子どもの大学進学を希望するのに対し、母子世帯の母親の子どもへの大学進学希望は32.2%となっている。また、子どもの希望に関しても、ふたり親世帯で52.2%が大学進学を希望するのに対し、母子世帯では35.2%に留まっている。進学を高校までと答えた母子家庭の子どものうち、20.6%は「家にお金がないと思うから」、19.1%は「早く働く必要があるから」と回答しており、経済的理由から大

学進学を考えていないことが推測される（内閣府 2021）。大学進学は自由であり、すべての学生が進学を希望していないにしても、家庭の経済状況を考慮して進学を断念する子どもがいるだろう。ジェンダー格差による女性の貧困によって、貧困であるがゆえに将来の選択肢を狭めてしまう可能性が増えることは憂慮すべきと考える。



また、母子家庭の貧困は、子どもだけでなく母親自身においても長期にわたることも問題の一つだろう。中園桐代が行ったアンケートによると、社会人になった子どもへの経済支援を行った寡婦の割合は 35.5%である。この中には、「生活費をほとんど負担した」が 13.6%いる（中園 2021：160）。このことから、母子家庭の母親は、子どもの年齢に関わらず生活を支え続けなければならない場合がある。

では、貧困の母子家庭に対して、国や自治体の取り組みは有効に働いているのだろうか。母子世帯の母親に対する支援策の一つとして、就労支援が挙げられる。①ハローワーク、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センターを利用したマッチングによる就労支援、②高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業による職業能力開発がある（同上：22-34）。しかし、これらの就労支援によって、母親の自立が達成され、母子家庭の貧困解消につながるとは限らない。

就業におけるジェンダー格差

日本の子どもの貧困の特徴として、松本伊知郎は、

①日本の貧困率、子どもの貧困率は国際的にみても高く、かつ上昇傾向にある。②母子世帯に貧困リスクが高い。③母親の就労・非就労別にみても、母子世帯の貧困率はほぼ同じである。これは OECD 諸国では例外的で、就労が貧困脱出の手段になりえていない。母親の低賃金が深刻な問題である。

といった諸点を確認している（松本 2019：22）。日本における子どもの貧困の特徴点のひとつが、母子世帯の貧困であり、ジェンダー格差の結果として子どもの貧困が引き起こされているとも捉えることができる。しかし、③であげられるように、母親の就労の有無が貧困につながっているわけではない。就労の割合をみると、母子世帯の母の 86.4%が就労しており、父子家庭の父の就労の割合の 88.1%と大差はない（厚生労働省 2022）。また、就職において有利に働くとされる資格取得に関して、シングルマザーになってから資格取得をした者は、就業者の 45.7%である（中囿 2021：65）。シングルマザーの多くは、経済的自立に積極的である。一方で、母子世帯と父子世帯で平均年間収入を比べると、父子世帯の父自身の平均年間収入は 518 万円で、世帯の平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）は 606 万円となっているのに対し、母子世帯の母自身の平均年間収入は 272 万円で、世帯の平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）は 373 万円となっており、収入は約 2 倍の差がみられる（同上）。そのため、母子世帯における貧困は、就労の有無でなく、むしろ、賃金などの女性の労働条件そのものに関係していると考えられる。

母子世帯の 8 割の母親が就労していてもにもかかわらず貧困率が比較的高い理由として、ジェンダー格差による就業形態の違いが考えられる。女性における貧困化の要因について、神原文子（2020）は、最終学歴が同じでも、男性よりも女性のほうが正規職に就ける割合は低

く、非正規職である限り、最低賃金が低いため貧困基準を超えることは難しい、と述べている。実際、ジェンダー格差は母子世帯の貧困の大きな原因の一つだろう。就労状況の違いを見ると、父親のみの世帯において、81%が正社員などであるに対して、母親のみの世帯では、半分の40.2%しかなく、その代わりにパートの割合が4割近い。

なぜ、シングルマザーの方が正規職に就く割合が低くなるのか。まず、シングルマザーになった時の就業状況が理由の一つとしてあげられる。中囿によると、シングルマザーの30.3%が、シングルマザーになったことをきっかけに就職をしている（2021：60）。日本では、ふたり親家庭では女性が専業主婦として働く場合が多かった時代が長く続き、シングルマザーになったことが就業のきっかけになっていると考えられる。実際、第一子出産時に離職する女性の割合は、46.9%である（国立社会保障・人口問題研究所 2017）。女性が出産後に離職する理由として、子育てとの両立が難しかったことが最も多く、仕事と子育ての両立支援がまだ不十分であることがうかがえる。調査時点で非正規の者のうちシングルマザーとなった時点から非正規のままという者が8割以上であり、正社員転換できている者は非常に少ない、と中囿は指摘している（中囿 2021：62）。

もう一つ、正規雇用として就業する割合が低いことの理由に、子供を持ちながらフルタイム労働が難しいことが挙げられるだろう。現在正社員ではなく、かつ正社員就業希望であるという母子家庭の女性の割合は、少ない。では、当事者の女性自身が、子どもを持つことによって自らの働き方に制限をかけているのだろうか。もしくは、女性は結婚や出産のタイミングで仕事から離れるというイメージにより、雇用する側が子どもを持つ母親の採用を避けるのだろうか。厚生労働省が発表した『令和2年度雇用均等基本調査』によると、正規雇用の育児休業取得率は、女性が81.6%、男性12.6%であった。非正規の女性の育児休業取得率は62.5%で男性は11.8%である（厚生労働省 2020b）。家庭の状況に関わらず、育児休業取得率でみた場合においても、女性が育児に時間をかける構図が見える。女性が出産や育児を機に仕事から離れるというイメージは、このデータが示す事実をもとにしているだ

ろう。また、採用や社員育成にかかるコストや労力を考えると、途中で離職する可能性の高い人材はできるだけ避けたいという採用側の固定観念が、女性の就職や仕事形態に作用している可能性があるかもしれない。

中囿は、シングルマザーの就業において、正規非正規を問わず賃金の低いことを指摘するとともに、自立の課題の一部として以下を挙げている。①出産時にキャリアを中断したシングルマザーは、その後の正社員就業は難しい。②正社員になれたとしても労働条件が過酷であるため、ワークライフバランスを取れるように働き方を推進する必要がある。③非正規であっても労働条件が過酷な場合があり子育てとの両立が難しい場合がある（中囿 2021：78-79）。正社員としてキャリアを再開することは難しく、もし正社員になれたとしても育児との両立は難しいことが示されている。特に、③に関して、非正規雇用は賃金が低く、雇用継続に不安があるため、正社員と同様に仕事優先の「能力」と「態度」を求められている（同上：303）。どのような雇用形態であっても、厳しい条件の中働かなければならない。以上より、シングルマザーが就業で困難に陥る理由として、労働条件が女性全般の生活との調和を加味していないことや、配慮のなさがあげられることを指摘できる。

世代を超えたジェンダー格差

以上では、母子家庭の母親が直面する就業におけるジェンダー格差について述べた。さらに、母子家庭においては、子どもの学歴にもジェンダー格差が存在する。中囿の調査によると、男性において、大学・大学院卒と高校卒の割合の差は、寡婦の子どもと全体の男性の割合でほとんど差がみられない。一方で、女性では、大学・大学院卒の寡婦の子どもが 15.5%であるのに対し全体の女性の割合は 29.1%、高校卒の寡婦の子どもが 47.3%であるのに対し、全体の女性の割合は 28.8%である。母子世帯の女子が学費負担を避けうる傾向があることは間違いなく、家計に経済的に余裕がない場合、女子がより不利益な進路選択に追いやられている可能性が高いと指摘される（同上：159-160）。母子家庭の母親が就業でのジェンダ

一格差を被った結果、家庭は貧困に陥り、その結果として女子が進学を諦める構図が明らかとなった。ジェンダー格差が、ジェンダー格差と貧困の世代を超えた連鎖を生むことを考慮すると、女性の就業における問題は長期的な影響を及ぼすと考えられる。

ジェンダー格差の連鎖が起こることに対する一つの背景として、女性が社会で活躍できないという現状が考えられる。世界経済フォーラムによると、経済だけでなく政治の分野においても、日本は女性の活躍の割合が低い（World Economic Forum 2022）。女性が、政治の舞台で活躍できなければ、今ある女性の労働問題や進学の問題について、重要視されづらくなるだろう。

加えて、日本では高学歴で活躍する女性が表舞台に立つことは珍しい。女性にとって、学業や仕事におけるロールモデルが少ないことが、学業へのモチベーションを持つことができず、進学を最重要に考えないことにつながるとも考えられる。

まとめと考察

第2章では、母子家庭の貧困に注目し議論した。母子家庭では就業率が高いにもかかわらず、父子家庭と比べても貧困率が高い状態にある。その理由として、一つは親の就業形態の違いが考えられる。女性の正社員の割合が少ないことに関して、子育てとの両立のために時間設定が比較的自由的なパートや非正規社員などの就労形態を選ぶ女性自身の選択が影響している場合と、もしくはそもそも一度子育てのためにキャリアを中断する女性にとって正規就業をすることのハードルの高さが見受けられる場合があった。もう一つは、正規非正規のどちらにおいても、労働条件が悪いことである。これは、女性であるから、もしくは子育てと両立しなければならないから、といったシングルマザーであるがゆえに受ける対応の結果としての悪環境も含まれている。そして、母子家庭の貧困は、家庭の女子の進学を阻む可能性が男子に比べ高く、母子家庭の貧困には、世代を超えた影響が大きい側面がある。

以上より、母子家庭の貧困は、女性が男性に比べて非正規雇用であることが影響していると分かったが、同時に女性が子育てとの両立を実現しようと考え、正規非正規にかかわらず、望ましくない労働条件、もしくは低賃金になりやすいことが考えられる。労働条件については雇用主の裁量で決められており、そこに支援の手を伸ばすことは難しい。

女性の雇用環境の改善は、子どものためにも必要である。そのためには、当事者である女性自身が声を上げ、雇用環境の改善に取り組まなければならないだろう。しかし、母親が一人で仕事と子育てをしながら、条件の良い仕事を見つけたり、もしくは自分の代わりに子どもの世話をしてくれる場所を探したりすることと同時に、自らの雇用環境を改善するために動くことは難しい。シングルマザーにとっては、情報を得たり、共有したりできる環境も大事になってくるのではないだろうか。第3章では、就業の際にハードルとなる子育てとの両立に視点を置き、シングルマザーが子育てと就業を両立しやすい環境や支援について検討していく。

第3章 支援・取り組み

これまで、子どもの貧困の問題と母子世帯の問題について述べてきた。第3章では、子どもや親への支援の在り方と、これからの支援について模索したい。第1章でふれたように、子どもたちは彼らなりに親に気を遣う。進学したいと思っても、家庭の経済状況を考えて就職を考える。もしくは学力が足りない場合もある。その場合、余裕のある家庭は塾や家庭教師などの手段を選べるが、貧困家庭においては自力で学力をつけるしかなく、それには限界がある。子どもの貧困が、子どもの学力や社会性に影響することが問題であることはもちろん、それ以上に貧困によって子どもが将来に希望を持ってないことは深刻な影響だと考える。希望を持つことは、さまざまな困難を乗り越え生きていく力になるだろう。そして、将来へ

の希望は、時に身近な人への憧れから生まれることもあるだろう。子どもたちが自由に将来の選択をできるような環境のためにどのような支援ができるだろうか。

2019年の政府の方針のなかでは、教育の支援では、学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備が行われ、具体的には少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等が挙げられている（内閣府 2019）。ただ、学校内での支援を充実させることがメインになっており、子どもの学校外での生活に関しては対象外である。また、第1章でもふれたように、大学進学における政府の経済的支援は十分ではなく、子どもたちには奨学金などを得られるほどの学力が必要とされている。そこで、本章では、学力や社会情動的スキルを育むこと、母親が子育てと仕事を両立できることを視野に、国で行われるような大きな事業ではなく、自治体というローカルなレベルや個人レベルでの支援の在り方について検討する。

どのような支援が必要とされるか

支援の在り方を検討する前に、具体的で有効的な支援を考えるために、どのような支援が必要とされるかを議論する。

一つは、居場所である。子どもが未就学児、もしくは低学年である場合において、子どものケアと仕事の両立を行えるような支援を受けることのできる居場所が必要である。特に、シングルマザーへの支援について、母子生活支援施設に入居するシングルマザーの様子から見えた課題を、中囀は以下のように指摘する。

シングルマザーに働くことを求めるなら、認可保育所の開所時間を超える、そして、子どもの病気等にも柔軟に対応する保育サービスが必要である。しかし、母子生活支援施設を利用できるシングルマザーの数は非常に限られている点やシングルマザーの賃金水

準も生活保護基準を大きく超えるレベルまでは達していない点、そして施設の退所が最終的には求められる点が課題となる。(中囿 2021 : 309)

シングルマザーの場合に限らず、近年増加している待機児童問題に見られるように、地域によっては子どもの受け入れ先がない場合も多い。この場合、母親は子どもの面倒を見ながらフルタイムの仕事に就くことが困難になり、また子どもが成長した後においても、年齢などの条件から、母親が正規雇用の職に就くことは難しい。また、小学校下校時間以降の見守りは、子どもにとっても学習の補助という面で重要な役目を果たす。子どもの成長に合わせたニーズに沿った、見守り場所の確保が重要になってくるだろう。

同時に、こういった見守りの場所が、貧困の子どもにとって相談所や落ち着ける場所といった、セーフティーネットのような役目となることが望ましい。大澤は、子どもの社会参加を実現するための課題として、遊びは余暇活動を含めたケアの社会化(脱家族化)を市場と公共圏の仕組みをどのように組み合わせて実現するのが重要であり、また、遊びや余暇の権利を子どもの権利として位置付けていくためには日本における「子どもの必需品」²に対する含意水準の低さも障壁となろうと述べている(2019 : 66)。

現在、貧困家庭の子どもの支援を請け負う人は主として教師である。実際、子どもは起きている時間の半分以上を学校で過ごすのが一般的であり、学校が子どもの世話を請け負うことは当然かもしれない。しかし、ただでさえ教員不足で過重労働が指摘されている学校現場で、授業以外でも子どものケアを担うことは負担が大きすぎる。子どもの貧困の割合が大きいほど、教師の労働時間は増えるという調査がある。子どもの貧困と教員の労働時間に統

² ここでの必需品というのは、阿部彩(2008)の186-187頁上の表6-1で挙げられているもののこと。食事、医療、教育のほかに、余暇のアクティビティやきれいな衣服、また子ども部屋などの環境が含まれている。

計的に有意な差があったのは、「個人的な物品支援（教師が自腹で文房具等を用意する）」「家庭内の人間関係への相談に乗る」「経済的な問題の相談に乗る」といった項目である（東洋経済 ONLINE 2021）。労働時間の増加による教師の過重労働は、子どもの SOS を見逃す要因にもなりかねない。また、子どもの必需品の支援を教師が担うことには限界があるだろう。

学校だけで子どもの貧困に対して取り組むことが現実的ではないことを考慮すると、学校外で子どもが伸び伸びと過ごし、安心して何でも話せる居場所を多くつくるのが、子どもへの支援になりうるだろう。

もう一つ、親への支援についてはどうだろうか。シングルマザーの 27.3%は、子どもの世話・家事について援助してくれる人が誰もいないと答えている（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2019）。また、第 2 章で取り上げたように、女性にとって雇用環境がまだ整備されていない職場も多く、仕事と子育ての両立に苦勞しているシングルマザーにとって、親同士のコミュニティを作りやすく、行政やさまざまな機関の支援情報にアクセスしやすい場所の提供がまずは必要である。身近に相談できる、もしくは支援をしてくれる場所があることで、シングルマザーは心の余裕を手に入れることができるだろう。それが、直接的に母親の就業環境の改善につながらないとしても、子育ての負担を軽減することはできるかもしれない。

支援の実践例

以上に支援の在り方について検討したが、ここでいくつか支援の例を取り上げる。

まず、一番に挙げられるのは子ども食堂である。子ども食堂とは、無料もしくは低価格で食事をできる場所のことで、その取り組みは全国に広まっている。また、子ども食堂が始まった当初は貧困層の子どもに向けた食事提供の場所であったが、現在では地域のコミュニケーションの場として、もしくは、子どもが食事だけでなく勉強したり年代を超えて遊ぶ場としての役割も兼ねるなど、子ども食堂の存在意義は多様化しつつある（河野 2020）。

私自身、一度子ども食堂でのボランティアに参加したことがある。鹿児島県の森の玉里子ども食堂という場所である。この食堂では、ボランティアの人々がご飯を用意するまでの時間で、ほかのボランティアや地域の人々が子どもたちと交流を深めている。中には、本を読み聞かせたり、宿題の面倒を見たりする人もいる。食事の場としての機能だけでなく、子どもが他の人から教わって学習したり、多様な人との交流を経験する場になっている。

年齢や家庭の経済状況にかかわらず、さまざまな人が集う環境は、貧困世帯の子どもにとって、そこを訪れるハードルを下げる効果が期待される。子ども食堂は誰でも行ける場所だという認知が広がれば、本来の目的である貧困の子どもへの食事提供も、子ども自身の自尊心などを傷つけることなく実施できるだろう。子ども食堂は活動自体知名度が高く、2022年において全国で7363か所の子ども食堂が存在している（認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ2023）。各地に満遍なく広がることで、多くの地域の子どもの、それぞれの居場所として子ども食堂を利用できるだろう。今回は、子ども食堂の例を挙げたが、本来の意義を超えて多様な意義を持つ支援所は、全国に多くあると思われ、そういった支援所は子どもが学校や家庭では得ることのできない経験を提供する場所になるのではないだろうか。

仕事そのものが支援となり、経済的な安定を得ている実践例もある。一例として、子育てのための情報提供を主とする会社を紹介する。福岡県の株式会社フラウ主婦生活総合研究所は、育児サークルから事業化した会社である。主に、地域密着型子育て応援情報誌『子づれ DE CHA・CHA・CHA!』を発刊し、子育てに関する情報を発信している（相馬2020：33-34）。第2章でふれたように、特にシングルマザーにおいては子育てに関して頼れる人が周りにいない割合が多い。気軽に情報を得ることができる情報誌は、子育て支援の一端を担っているだろう。そして、支援にあたって利益を得ながらできることによって、長期的かつ安定した支援を行える可能性が高くなる。また、雑誌の中で地域の子育て環境を検証してい

くことが、子育ての環境整備につながったことや、雑誌を通じて子育てセミナーなどを開催することで、地域の子育て世代のネットワークを広げることに貢献した面もある。

支援をすることが利益につながることで、支援者側への負担軽減につながるだけでなく、新しい分野へ支援の手を広げることも可能になるだろう。

支援の課題

以上の支援の実践例は、地域や利用者のニーズに合致し、うまく軌道に乗せることのできた例である。しかし、これらの支援をそのまま利用し、増やしていこうとしても上手くはいかない可能性がある。

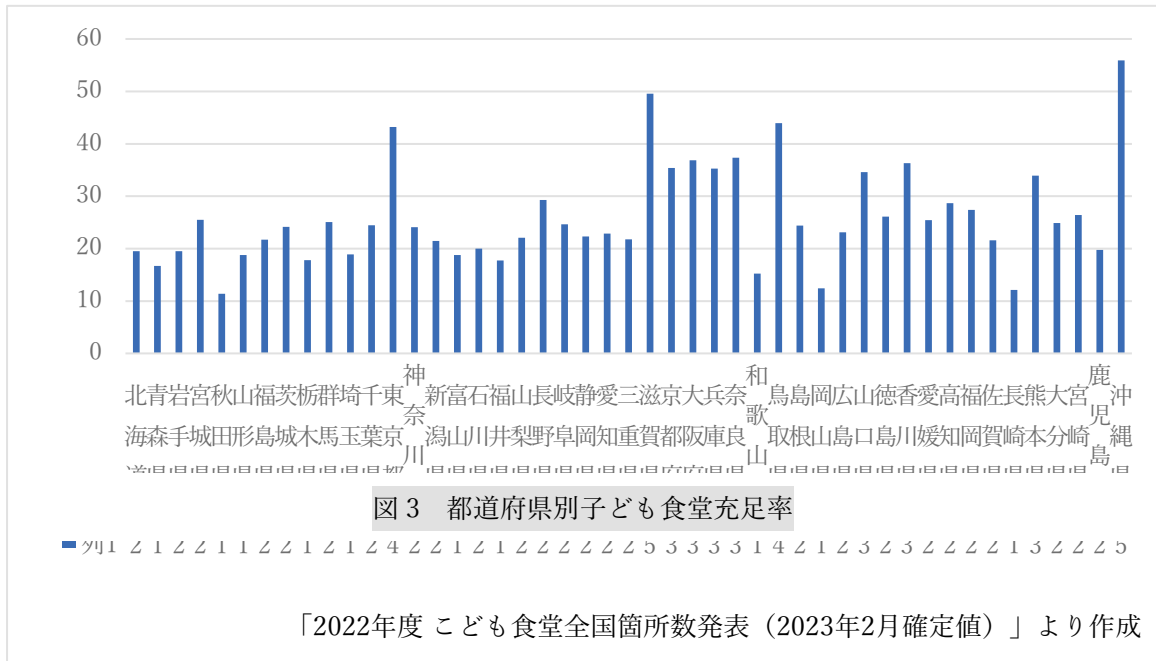
まず、子ども食堂に関して推測される課題として、子ども食堂の運営形態は個人であることが多い点を指摘できる。ボランティアや食料提供に頼りながらの運営は、経営的にも不安定になる場合もあり、実際に福岡県では、いくつかの子ども食堂が経済的理由から活動をやめた事例もある(西日本新聞 2018)。子ども食堂には経済的な自立が求められるだけでなく、運営スタッフのモチベーションを保つために、それぞれどのような子ども食堂の運営形態で行っていくかを共有することが必要とされている。子ども食堂が、食事の提供場所としてだけでなく、子どもの居場所として存在するためには、長期的な運営のための安定性が課題となるだろう。地域のボランティアや個人の寄付に頼った運営だけでなく、自治体や国と協働して運営することや、もしくは企業が運営に関わることが解決策の一つであるだろう。また、自治体にとっては、地域の子どもの声を直接聞き、実態を可視化することで、より鮮明に課題をあぶりだし、解決に向けた具体策を練ることも可能になる。個人と組織の連携が、子どもの貧困支援をより加速させる手立てとなりうるだろう。また、子ども食堂の情報が地域に流れすぎると、貧困で困っている子どもたちが相談しづらい環境になることも考慮する必要があるだろう。支援者は、貧困層の子どもたちが訪れやすいよう開かれた環境で、かつ相談しやすいよう小さな環境を両立することが重要ではないだろうか。

次に、『子づれ DE CHA・CHA・CHA!』のように支援を仕事として行うことは、経済的な安定は望めるが支援の在り方をよく考えなければやっていけない面もある。今回の雑誌刊行の例の場合、雑誌の販売利益だけでなく企業広告などからも利益を得ることができる。しかし、それぞれ支援の分野によって、どこから利益を得るかが異なってくる、もしくは利用者からしか利益を得ることができないという可能性もあるだろう。加えて、利益を得ることによって支援の達成が阻害されたり、支援に向けた理念から逸れてしまって、支援を達成できなくなる恐れはないかなどを検討しなければならない。松木洋人は、女性が家庭の中で担ってきた介護や育児を社会で共同して担う「ワーカーズ・コレクティブ」の動きを研究している。松木がインタビューを行った実践団体は、実施者ら自身の社会参加や自己実現を目標とし、子どもの預かりを始めた。しかし、他のワーカーの生活のために経済的報酬も考えることになる。ワーカーが生活できる程の収入を見込みながらやろうとすると、もともとの理念にそぐわなくなるといったジレンマを抱えることになった(松木2020:158-159)。人材を確保するためにどこから安定した利益を十分に確保するのか、そして、貧困の家庭に向けた支援策であれば、利益を求めることが支援に対する理念に沿っているのかをなおさら検討しなければならないと考えられる。

まとめと考察

現在、子どもの貧困を支援する主な機関は学校である。しかし、教師の過重労働の面や、子どもの居場所の確保の面、そして子どもの親が子育てに関する情報を得る場所として、学校外にも居場所を作る必要性があることを論じた。子供の貧困に対する支援として、子ども食堂のような居場所を提供している例、また株式会社フラウ主婦生活総合研究所のような支援を事業化した例を挙げた。子供の貧困への支援は、子どもが成長し自立するまで、もしくはその子どもが子どもらしく自由に過ごせるようになるまで長期的な支援が必要とされる。子ども食堂のように本来の目的から発展して多様な意義を持つ支援が提供されたり、株

株式会社フラウのように支援そのものが利益化されると、長期的な支援を展望しやすくなるだろう。子どもと親の双方にとって、家庭や学校、仕事場とは違う、「もう一つの居場所」がそばにあることが、子どもの貧困への支援策の一つになりうると考える。



一方で、いくつかの課題もみられる。まず、支援場所による支援の差である。支援そのものの数や種類は場所や機関によって異なる。むすびえの調査から、子ども食堂の充足率は都道府県によって大きく差が出ていることが明らかとなった（2023）。図3では、各都道府県における子ども食堂の充足率をグラフにまとめた。充足率の最も低い秋田県の11.36%に対し、最も充足率の高い沖縄の55.89%を比べると、40%近くの差がある。また、同じ都道府県の中でも、個人レベルから自治体レベルまで子育て支援が充実しており、簡単に支援にありつける場所もあれば、支援の数が少なく、おまけに支援について情報をあまり発信できていない場所もあるだろう。特に、人材の確保は経営方針や地域で差が出ることや、専門的な分野での支援（例えば、保育所のような子どもの見守りや相談員など）ができる人材の確保もまた大きな課題となるだろう。

もう一つは、支援の安定性である。子どもの貧困が世帯の貧困から生じるものであること、複合的な困難をもたらすものであること、そして複合的な困難には自己肯定感などの子ども

ものメンタルヘルスの問題が含まれていることを1章と2章でふれた。長期的に安定して支援を続けるためにも人材は必要であるし、経済的な負担も大きくなることが考えられる。しかし、ボランティアという言葉から無償の労働を想像するように、利益追求と支援は本来、相反するものであるという印象が強いのではないだろうか。従来のイメージを持ったまま、子どもの貧困解消に向けて支援する側に負担がかかりすぎると長期的な展望は見込めなくなるだろう。子どもにとって、困ったら頼れる場所として、自立できる時まで長期的に見守ってくれる場所があることが安心につながるはずだと考える。そのためにも、支援が利益につながり、支援する側の生活も保障されることで、長期的な運用を可能にするような支援の在り方を模索する必要があると考える。

おわりに

本稿では子供の貧困に関連して、それを取り巻く教育格差やシングルマザーの貧困、そしてそれらの解決のための支援のあり方について議論した。貧困について、しばしば「自己責任論」という言葉を耳にする。貧困に陥るのは、本人の努力が足りないせいだとか、一生懸命働けば貧困にはならないといった考え方は、未だに一部の人々の中で信じられている。しかし、実際は、制度や慣習などの社会の基本的な構造が貧困をもたらしていることを、本稿で検討してきた。そして、貧困がもたらす教育格差が子どもに諦めの意識をもたらす可能性や、将来的に貧困から抜けだすことの困難、その困難から貧困の連鎖が生じる可能性について言及し、その子どもの貧困に大きくかかわるのが、ジェンダー格差であることも論じた。多くの女性が男性に比べて稼ぐことが難しい現状の背景には、子どもを持つ女性に対する社会の偏見と扱いも影響していることが明らかとなった。

子どもの貧困についてまとめていく中で、子どもが対象であるからこそその金銭的支援のみでは解決されない部分や、また、女性を取り巻く社会通念が子どもの貧困を複雑化してい

ることが明らかとなった。困窮下にいる子どもたちが、夢を諦めることなく、やりたいことを自由に選択できるようになるために、金銭的支援だけでなく、人的支援や環境整備も必要であり、その支援が子どもだけでなく、その親に対しても有効な支援となることが望ましいのではないか。そして、それらの項目が網羅的に取り組まれることが支援を長期的に安定させるために重要になるだろう。

今後の研究の課題としては、地域ごとの子供の貧困について特徴を見出したうえでの支援を模索する必要があると考える。今回、国内の全体的なデータや特徴についてまとめたが、子どもの学習における意欲や、親の就業状況、ジェンダー格差への取り組みや、自治体ごとの貧困世帯への支援方法などの面で、地域差が存在するはずである。対象地域を絞り、それら地域の特徴を踏まえた上で、より有効的な支援の在り方について模索したい。

参考文献

浅井春夫（2016）「子どもの貧困に抗する政策づくりのために——子ども・若者たちを見捨てない社会への転換を」『自治と住民』第 640 号、6-12 頁。

阿部彩（2008）『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波新書。

大澤真平（2019）「貧困と子どもの経験——子どもの経験から考える」小西祐馬・川田学編著『遊び・育ち・経験——子どもの世界を守る』（シリーズ子どもの貧困②）、明石書店、47-70 頁。

大空幸星（2022）「絶望した若者たちの救いの言葉「親ガチャ」」『中央公論』第 131 号、36-43 頁。

「学校教師という最後の守り神」（2022）『中央公論』第 131 号、54-63 頁。

植原文子（2020）『子連れシングル社会学——貧困・被差別・生きづらさ』晃洋書房。

相馬直子 (2020) 「地域子育て支援労働の源泉——1990 年代初頭まで」相馬直子・松木洋人
編著『子育て支援を労働として考える』勁草書房、19-40 頁。

中園桐代 (2021) 『シングルマザーの貧困はなぜ解消されないのか——「働いても貧困」の
現実と支援の課題』勁草書房。

長松奈美江 (2017) 「教育と労働」盛山和夫・金明秀・佐藤哲彦・難波功士編著『社会学入
門』ミネルヴァ書房、79-93 頁。

松木洋人 (2020) 「子育て支援労働者にとっての経済的自立の困難と可能性——ワーカーズ・
コレクティブにおける経済的報酬と働くことの意味をめぐって」相馬直子・松木洋人編
著『子育て支援を労働として考える』勁草書房、151-170 頁。

松本伊智朗 (2019) 「なぜ、どのように、子どもの貧困を問題にするのか」松本伊智朗・湯
澤直美編著『生まれ、育つ基盤——子どもの貧困と家族・社会』（シリーズ子どもの貧困
①）、明石書店、19-64 頁。

参考 WEB サイト

稲葉昭英 (2012) 『平成 23 年度「親と子の生活意識に関する調査」——ひとり親世帯と子
どもの進学期待・学習状況』、
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h23/pdf/zenbun/4-2.pdf> (2023 年 1 月 7 日閲
覧)。

河野賢治 (2020) 「子ども食堂、本来の姿は「多世代交流の場」——高齢者の孤立解消にも」
『西日本新聞』、
<https://www.nishinippon.co.jp/sp/item/n/588824/> (2022 年 12 月 28 日閲覧)。

木村治生 (2018) 「第 1 回 部活動の役割を考える 子どもたちに適切な活動の機会を提供
するために その 2」ベネッセ教育総合研究所、
https://berd.benesse.jp/special/datachild/comment01_2.php (2023 年 1 月 7 日閲覧)。

厚生労働省（2019）『2019年 国民生活基礎調査の概況』、

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>（2022年11月14日閲覧）。

厚生労働省（2020a）『令和2年賃金構造基本統計調査 結果の概況』、

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2020/index.html>（2022年11月14日閲覧）。

厚生労働省（2020b）『令和2年度雇用均等基本調査』、

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r02.html>（2023年1月9日閲覧）。

厚生労働省（2022）『令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147_00013.html（2023年1月7日閲覧）。

国立社会保障・人口問題研究所（2017）『現代日本の結婚と出産——第15回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書』、

https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf（2023年1月9日閲覧）。

佐藤岩夫・安達保（2018）『勉強や目標が「自己肯定感」に影響——保護者や先生の働きかけで高められる可能性』東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所共同研究プロジェクト、

<https://blog.benesse.ne.jp/bh/ja/news/20180531release.pdf>（2023年1月7日閲覧）。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（2022）『生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（案）』、

<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001012042.pdf>（2022年11月14日）。

東洋経済 ONLINE（2021）「子供の貧困が小学校教師を激しく疲弊させる訳——小学校は変わりゆく日本の矛盾の縮図である」、

<https://toyokeizai.net/articles/-/418952?page=2> (2023年1月2日閲覧)。

独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2019) 『第5回子育て世帯全国調査』、

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2019/192.html> (2023年1月9日閲覧)。

内閣府 (2019) 『子供の貧困対策に関する大綱——日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて』、

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf> (2022年11月14日閲覧)。

内閣府 (2021) 『令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書』、

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html> (2022年11月14日閲覧)。

西日本新聞 (2018) 「「子ども食堂」急増の陰に “大人の都合”で休止も 資金や人手不足 継続へ模索続く」『西日本新聞』、

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/405899/> (2022年12月29日閲覧)。

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ (2023) 「2022年度 こども食堂全国箇所数発表 (2023年2月確定値)」、

<https://musubie.org/news/6264/> (2023年2月27日閲覧)。

World Economic Forum (2022) , ‘Global Gender Gap Report 2022,’

https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2022.pdf (2022年12月28日閲覧) .